

建 議 書

三笠市農業委員会

われわれ農業委員会系統組織は、これまでも農地・担い手対策への取り組みを通じて農業構造の改善を推進してきましたが、今後も優良農地の確保、遊休農地の発生防止・解消、および担い手に対する農地の利用集積の促進など農地・担い手対策に関して着実な成果をあげていくことが求められており、その使命と役割を果たすべく、組織一丸となり地域に根ざした活動に取り組んでおります。

現在の農業・農村は、度重なる農業政策の転換や輸入増加に伴う農産物価格の低迷などにより、農業所得の減少が続き、農業経営者の高齢化の進行とともに、農業を担う人材が減少しているなどの課題に加え、世界的な食料需給のひっ迫や農業資材等の価格の高騰、最近では、TPPによる農産物の関税問題や米の生産調整の見直しによる交付金の減額など、今後の農業経営を存続していく上で極めて不安な要素が多い状況となっております。このような中で、良好な農村の景観確保及び市民に対し、新鮮で安全・安心な農畜産物を提供していくためには、農業者自らの自助努力はもとより、三笠市唯一の基幹産業である農業の持続的発展を支える行政の支援及び協力が不可欠であります。

このため、当農業委員会は、三笠市の農業者が希望と誇りを持って農業に取り組み、そして、次世代に安心して受け継がれるよう、必要な施策等について、本市農業者からの意見・要望を積み上げ、建議事項を決定いたしました。

つきましては、市においても、農業・農村の振興のため各種施策を推進されますとともに、国及び道に関する事項についても強く要望・要請されたく、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

平成25年12月 9日

三笠市長 小林 和 男 様

三笠市農業委員会

会 長 澤 田 益 治

1. 今後の農業政策への対応について

現在、政府は、十分な情報の開示や国民的な議論もないまま T P P 参加に向けた交渉を進めている。

T P P 参加により、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化が進められた場合、日本の農業は基より北海道農業は壊滅的な状況に陥ってしまう。

本市を含めた北海道農業は、我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、馬鈴しょ、てん菜、酪農等を中心に土地利用型農業を展開し、専門的な経営を主体に良質な農産物の安定供給を行っているが、関税が撤廃された場合、北海道農業並びに三笠市農業は甚大な影響を受けることとなり、農村地域の崩壊へつながることに加え、北海道経済及び地域経済全体に影響を及ぼすことから、T P P を含め包括的経済連携において、農産物の重要品目の関税撤廃除外や国民の合意を得た上で T P P の参加を慎重に判断することを国に対し強く要請していただきたい。

また、国は成長戦略の一つとして「攻めの農林水産業」を打出し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標を掲げている中、昨今、米の直接支払交付金の減額を提起するなど、農業者に大きな不安を与え、農業経営を安心して取り組めない状況を創り上げている。

当農業委員会としても農業者の声を強く訴えていくが、今後の農業政策においては農業者の理解を得た上で慎重に進めていくことを国に対し強く要請していただきたい。

2. 農地の保全管理及び基盤整備について

近年の異常気象が恒常化し、高温、干ばつ、突風、集中豪雨、長雨等の予想できない天候により農作物や農業施設の被害が発生している。

特に今年は、融雪が遅くさらにその後の春先の長雨により定植が遅れた上に、干ばつ後の長雨で各種作物の収穫作業が滞ってしまうという問題が発生した。

このような異常気象により農業者の基盤整備に対する意識も高まり、今年、萱野・萱野南地区では基盤整備のための独自の期成会を設立し、北海道農業農村整備事業の平成29年度実施を目指し活動が始まった。

それに伴い、その他の地区においても、萱野・萱野南地区を模範に基盤整備事業の実施に向けた期成会設立を検討し始めている傾向にある。

さらに、所有者自らが農地の保全管理を行うため、農地の暗きょ排水整備を実施する農業者も増加しているところである。

行政においても農村地域の排水及び市道の改修が着手され始め、農業者からは行政の対応について一定の理解が得られている。

しかし、依然として道路排水や河川等の一部が不良である箇所が見られること、排水施設の老朽化や市道の幅が狭く農作業に危険を及ぼすと思われる箇所も見られることから、今後も緊急的かつ継続的な対応を講じていただきたい。

また、北海道の道路及び道路排水施設等についても維持管理が滞っている箇所があるため、北海道に対し適正な管理を行うよう強く要請いただきたい。

3. 中核的な担い手の育成、新規就農者等の確保について

平成元年には 272 戸であった農家戸数が、現在では 120 戸となり、この 25 年間で半数以上も激減し、更に 65 歳以上の農業者が全体の 48% を超え、本市農業は北海道平均を大きく上回る超高齢化産業となっている。

また、国が将来の担い手として考えている 45 歳未満の農業者については、全農業者の 2 割程度であり、このままでは 10 年以内に本市の農家戸数が更に半減してしまう可能性が大であることから、本市の農業を守るには、担い手の育成及び確保は喫緊の課題である。

この問題は、市内農業者も重く感じており、今後は新規就農者を受入れ、地域で育成していく意識も起こりつつあることから、本市唯一の基幹産業を守るためには、行政と地域が知恵と力を合わせ、意欲ある人材の育成と確保を進めていく必要がある。

本市が推進する経営継承方式（リレー方式）は、研修前に農地が決定され、新規就農者が安心して就農開始できる方策であり、今後も推し進めていくべきと考えるが、多くの意欲ある人材を確保するためには、農業研修のみの受入れを含めた新たな研修システムを地域農業者と当農業委員会、行政で検討し構築する必要がある。

また、新規就農者が意欲を持ち安心して農業に取り組めるよう、研修費用や初期投資費用の支援の拡充を行政には講じていただきたい。

さらに、今後は農地の集約化及び大規模化に対応できる担い手を確保するためには法人化の促進も取り組むべき対策である。そのため、集落営農の法人化設立に向けた必要経費の支援、並びに法人の農地取得及び農業機械・施設の導入に対する経費の支援を新たに講じていただきたい。